

# 千葉県報

号外  
令和6年7月19日

号外第43号

## 主要目次

### 人事委員会規則

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

一

## 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十九日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

### 千葉県人事委員会規則第二十四号

#### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条第二号」を「第七条第三号」に改める。

第八条の七に次の一項を加える。

3 条例別表第二十七 警察事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 特別救助等作業手当の目に規定する人事委員会規則で定める額は、作業の程度に応じて任命権者が人事委員会の承認を得て定めるものとする。

第十条第六項中「夜間看護手当」の下に、「災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当（条例第七条第二号の作業に係るもの又は同条第三号の作業のうち同条第二号に掲げる作業に相当する作業に係るものに限る。）」を加える。

#### 附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部改正）

2 人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中ヌをロとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第八条の七第三項の規定による特別救助等作業手当の額を定める承認

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八